

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第69号）（都市計画局都市景観部景観政策課）

市街地における良好な景観の保全及び創出を更に図るため、次のとおり、美観地区等内における工作物の高さに関する制限を見直す等の必要があるため、この条例を改正することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 美観地区及び美観形成地区の擁壁に関する高さ制限の強化

美観地区及び美観形成地区における擁壁の最上部の高さを5メートル以下に制限しました。

2 景観上重要な建造物の保全に係る費用の補助対象の拡充等

(1) 景観重要建造物の修理、修景に加え、移転に要する費用の一部を補助することができることとしました。

(2) 建築物等の建築等に限らず、既存の建築物等を維持保全する者が、専門家等からの良好な景観の保全及び創出に関する技術的助言を求めることができることとしました。

3 地域景観づくり協議会制度の推進

(1) 地域景観づくり協議会との意見交換を義務付ける申請行為に、眺望景観保全地域における届出を追加しました。

(2) 市長は、行為者から提出される地域景観づくり協議会との意見交換の内容を示した報告書の写しについて、当該意見交換を行った協議会に対して提供することができることとしました。

この条例は、平成30年10月1日から施行することとしました。

ただし、上記2（1）及び（2）に関する規定は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第69号

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例

京都市市街地景観整備条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「15メートル」の右に「(擁壁にあつては、5メートル)」を加える。

第37条第1項中「又は修景」を「, 修景又は移転」に改める。

第47条第1項に次の1号を加える。

(7) 京都市眺望景観創生条例第11条第1項の規定による届出

第47条第2項中「その状況を」を「, 別に定める事項を記載した書面により」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の規定による意見の聴取に係る協議会から求めがあつたときは、当該協議会に対し、前項の書面の写しを提供することができる。

第49条第3項中「その状況を」を「, 別に定める事項を記載した書面により」に改める。

第55条第1項中「第47条第3項」を「第47条第4項」に改め、同条第2項中「第47条第3項又は第49条第4項の規定による勧告に従わない」を「当該公表の対象となる」に改める。

第56条中「者」の右に「その他建築物等の維持保全をする者」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第37条第1項及び第56条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する工作物又は現に建設等の工事中の工作物が、この条例による改正後の京都市市街地景観整備条例第10条第1項第1号の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該工作物の部分に対しては、同号の規定は、適用せず、

なお従前の例による。ただし、この条例の施行の際、この条例による改正前の京都市市街地景観整備条例第10条第1項第1号の規定に違反している工作物については、この限りでない。

(都市計画局都市景観部景観政策課)